

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-1
許認可等の種類	鳥獣捕獲等の許可			
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項			
許認可等の概要	学術研究、保護及び管理等を目的とする野生鳥獣の捕獲等の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	長野県第12次鳥獣保護管理事業計画 第4-2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定のとおり (別紙のとおり)			
基準の制定根拠	長野県第12次鳥獣保護管理事業計画 第4-2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(国の鳥獣捕獲許可等取扱要領 I-四(4)を準用 申請から一月以内)			
期間の制定根拠				

長野県第12次鳥獣保護管理事業計画

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合

エ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼす恐れがある場合

カ 特定猟具使用禁止区域内で特定の猟具（銃器及びわな、以下「特定猟具」という。）を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合。又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏保持に著しい支障が生じる場合

キ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。

ク 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による県知事の許可を受けたものについてはこの限りでない。

ケ 長野県暴力団排除条例に従い、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者（以下「暴力団関係者」という。）を排除する趣旨から、捕獲従事者にこれらの者が含まれる捕獲許可申請書が提出された場合。また、許可期間中に暴力団員又は暴力団関係者と発覚した場合は、その者の従事者証を取り消すこととする。

コ 捕獲作業の実施にあたって、捕獲方法や実施区域について地域住民等の同意等が得られないなど、作業の安全確保に支障が生じる恐れがある場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、ツキノワグマ等の錯誤捕獲が懸念されることから、以下の基準を満たすものとする。

ただし鳥獣による被害防止のため必要と認められる場合（農業者が自らの事業地で申請する場合は除く）捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、くくりわなの輪の直径については、

これによらないことができる。

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

- ① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着し、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

(ウ) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

捕獲従事者の安全を考慮し、“はこわな”に限るものとし、捕獲個体の歯や爪などを傷つけないタイプの使用に努める。

なお今後、個体を傷つける可能性のある従来型のクマ檻は許可しない方向で、今後必要とされる構造、安全な運用方法等についての検討を進めるものとする。

(エ) イノシシをはこわなで捕獲する許可申請の場合

ツキノワグマの錯誤捕獲個体の脱出を容易にするため、天井部分に脱出口を設けたものの使用に努める。

(オ) ニホンザルをわなで捕獲する許可申請の場合

第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合、同計画による市町村年次計画の目的を達成するために適切な規格・構造であること。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

ウ その他

捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用し、結果として被害等の発生の遠因を生じさせないように注意することとする。

(4) 空気銃の使用に当たっての許可基準

ア 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況（止め刺し等）で、かつ苦痛を与えずに致死させることができる対象個体に対して、その個体を致死させる十分な威力の銃を使用する場合についてはこの限りではない。

イ ニホンザルを空気銃により捕獲する場合の許可申請の場合

止めさし以外での使用は、周囲の安全が確保できるとともに、確実に捕獲対象とする個体を捕殺することができ、銃に対する他の個体の警戒心が上がることのないよう実施方法について十分検討されたものであることを条件とする。

(5) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

(6) 鉛中毒が生じる蓋然性※が高いと認められる場合の捕獲許可の考え方

科学的な見地から、希少猛禽類への鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、捕獲個体の搬出の徹底など、

鉛の野外への暴露を極力避ける措置をとるよう指導する。（※蓋然性 可能性、因果関係が考えられる場合）

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 研究の目的及び内容

次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

エ 期間

1年以内。

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、法令に準拠した規格及び性能を有するものであること。

必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

網、わな又は手捕。

カ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種計画に基づく鳥獣の保護

原則として以下の許可基準によるほか、第一種計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

第一種計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

第一種計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

エ 区域

第一種計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

申請者の職務上必要な区域。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

必要と認められる区域。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア 許可対象者及び従事者

(ア) 許可対象者

a 国、市町村又は環境大臣の定める法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効率的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣が定める法人」）

b 被害等を受けた者及び被害等を受けた者から依頼を受けた者であって、原則として以下の条件を満たす者

(a) 猟法の種類に応じた狩猟免許を有する者で、狩猟者共済、ハンター保険へ加入するなど、狩猟事故による損害賠償能力を備えていること。ただし、銃器を使用する場合は捕獲申請日前1ヵ年間に狩猟者登録を受けていること。

(b) 農林業被害の防止の目的で農林業者自らの事業地内において、囲いわなを用いて、イノシシ、ニホンジカを捕獲する場合は、狩猟免許を有していない者に対して許可することができるものとする。

なお、大型獣の止め刺しについては安全性等を考慮し、鳥獣の生態や鳥獣の生息地等地形的条件に詳しく、豊富な狩猟経験と知識を有する捕獲申請日前1ヵ年間に猟法の種類に応じた狩猟者登録を行った者に依頼すること。

(イ) 従事者

a 国、市町村又は環境大臣の定める法人が従事者を申請する場合は、原則として以下の条件を満たす者とする。

(a) 従事者は、猟法の種類に応じた狩猟免許を有する者で、狩猟者共済、ハンター保険へ加入する等、狩猟事故による損害賠償能力を備えている者を選任することを原則とするが、銃器以外の方法（網及びわな等）により捕獲する場合であって、網及びわな免許を所持していない者を従事させる場合、鳥獣の生態や鳥獣の生息地等地形条件に詳しく、豊富な狩猟の経験と知識を有し、捕獲申請日前1ヵ年間に猟法の種類に応じた狩猟者登録を受けた指導者が適切に指揮監督する体制で行われ、許可対象者又は行政機関及び地域の狩猟者の団体が当該従事者に対して講習を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められ、かつ、当該従事者の身体障害に対する補償保険に加入している場合とする。

(b) 地域の野生鳥獣の生息・被害等の状況、狩猟の実施状況を熟知した者が望ましいことから、広域捕獲などの場合を除き、原則として、該当市町村に居住する者であって、地域の猟友会長と十分協議し選出した者又は当該市町村の鳥獣の生息地等地形条件に詳しいと認められる者であること。

(c) 許可対象者は、従事者の行為に対する最終的な責任者であることから、従事者に対し捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備する等、指揮監督を行うこと。

イ 鳥獣の種類・数

鳥獣の種類は、第二種計画を策定しているニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホン

ザル、イノシシとし、捕獲等の数は、各特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な頭数であること。

ウ 期間

第二種計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、狩猟期間及びその前後の許可については、一般の狩猟と誤認されないよう許可対象者に対して地域住民への周知に努めるよう指導を行う。また、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣（ただし外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣を除く）の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

エ 区域

第二種計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。また、被害の発生状況等に応じて、市町村を越えて共同で有害鳥獣捕獲を行う等、効果的に実施されるよう連絡調整を行うこととする。また、県境を越えて被害が発生している場合、隣接県と広域的に実施されるよう連携を強化することとする。

ただし、個人が自らの事業地の被害を防止する目的で捕獲を行う（被害者からの依頼により捕獲する場合を含む）場合は、対象鳥獣の行動圏等を踏まえて被害等の発生地域及び隣接地等とする。

オ 方法

- (ア) 地域の実情、従来の捕獲実績を考慮し、最も効果があり、安全性が確保できる方法によることとするが、原則として法第12条第1項又は第2項に規定する捕獲手段は用いることはできないこととする。
- (イ) 指定猟法禁止区域で指定猟法に鉛散弾規としている区域では、水鳥の鉛中毒を防止するため、鉛散弾の使用は禁止する。
- (ウ) 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めることとする。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣の捕獲は、以下の方針により行うものとする。

- (ア) 農林業被害等、生活環境の悪化、人身への危害若しくは植生衰退等の自然生態系のかく乱（以下「被害等」という。）が、現に生じている場合だけでなく、その恐れがある場合についても許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。
- (イ) 原則として、捕獲以外の方法により被害等が防止できないと認められるときに行うこととし、加害個体が特定され得る鳥獣については、個体を特定しての捕獲に努める。
- (ウ) 狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ドバト及び外来鳥獣以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、許可実績も少ないことから捕獲の許可に当たっては、被害実態を十分調査するなど特に慎重に取り扱うこととする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害防止を図る場合にあつては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

- (エ) 予察捕獲は、常時の捕獲を行い、さらに生息数を低下させる必要があると判断した場合に限り実施することを認める。ただし、外来鳥獣についてはこの限りではない。

① 予察表に係る方針等

予察表は、鳥獣の種類別、時期別、地域別に作成するものとし、保護管理対策協議会等で作成した年間の保護管理計画との整合を図り、予察捕獲の方針を明らかにさせる。

なお、予察表を作成する場合は、第11表により作成すること。

② 被害発生予察地図

被害発生箇所が明確に示せるものとする。

- (オ) 第二種計画を策定している鳥獣については、原則として、第二種計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として許可とする。

(カ) 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施にあたっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、鳥

獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定に許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合には、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

(キ) 捕獲許可に当たっては、捕獲以外の被害防除対策と併せて、総合的・効果的な被害防止対策に繋がるよう努める。

(ク) 人が排出する生ゴミや未収穫作物への依存が鳥獣による被害等を誘引している場合は、被害等の防止の観点から、生ゴミや未収穫作物の適正な処理や安易な餌やり行為の防止について、必要な指導を行う。

イ 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者とし、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の(ア)から(エ)のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。

(ア) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、アメリカミンク、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

① 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合であって、捕獲個体を適正に殺処分できると認められる場合

② 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

(イ) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハンブトガラス、ハンボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

(ウ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の獣類を捕獲する場合

(エ) 法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合

① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されたと認められること

③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

ウ 従事者

第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合に準じて実施することとする。

エ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

オ 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

カ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。

ただし、個人が自らの事業地の被害を防止する目的で捕獲を行う場合は、対象鳥獣の行動圏等を踏まえて被害等の発生地域及び隣接地等とする。

また、捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可については、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

キ 方法

地域の実情、従来の捕獲実績を考慮し、最も効果があり、安全性が確保できる方法によることとするが、原則として法第12条第1項又は第2項に規定する捕獲手段は用いることはできないこととする。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

県は、鳥獣の適正管理のための捕獲の適正化及び迅速化を図り、関係者に対する第二種計画における個体数調整等の鳥獣捕獲制度の周知を図ることとする。特に、関係市町村に対しては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣特措法」という。）に定める鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）」との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

また、市町村は、地域の狩猟者団体等と捕獲の実施区域、実施方法及び実施期間等について十分に打合せを行い、効果的な捕獲を行えない区域等については、国、県等と役割分担の元で効果的な捕獲が実施できるよう連携して取組むものとする。

ア 捕獲班の編成

猟法の種類に応じた狩猟免許所持者でかつ、ハンター保険など狩猟事故による損害賠償能力を備えているものが捕獲従事者となる場合は、適正かつ迅速な捕獲による被害防除のため、あらかじめ捕獲班を編成するよう努めるとともに、構成員となり得る人材の養成・確保に努めるよう指導することとする。

イ 捕獲隊の編成

(ア) 集落等捕獲隊

中山間地域を中心に野生鳥獣による農林業被害が深刻化するとともに、狩猟者の減少・高齢化により、捕獲に従事する者を確保することが難しい状況にあることから、集落等の農林業者等で網及びわな免許を所持していない者を補助者としてすることにより、集落等が一体となった鳥獣対策の推進に繋がることから、集落等捕獲隊を編成するよう指導することとする。

(イ) 広域捕獲隊

広域的な対策を推進する必要がある場合は、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう指導することとする。

ウ 関係者間の連携強化

(ア) 被害防除対策を適切かつ円滑に実施するため、地域振興局の管轄地域等を単位に、県、市町村、猟友会、森林管理署、農林業団体等、地域住民、鳥獣保護に関する有識者等の関係者による保護管理対策協議会を設置し、野生鳥獣の適正な保護管理のための連絡調整も併せて行うものとする。

(イ) 市町村においても、市町村、猟友会、農林業団体等、地域住民、鳥獣保護に関する有識者等の関係者による保護管理対策協議会を設置し、被害状況の把握、被害防除技術の普及、被害対策を行う体制の整備、住民等への啓発などにより効果的な被害防止が図られるよう助言するものとする。

エ 被害防除体制の充実

(ア) 被害防除対策や鳥獣の生態等の知見の収集に努めるとともに、その普及啓発を図るものとする。

(イ) 特に被害等が激甚かつ慢性的に発生している地域においては、状況の把握・連絡、防除技術の普及、被害対策を行う体制の整備、住民等への啓発により効果的な被害防止が図られるよう助言する。

2-4 その他特別の事由の場合

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲は、野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要であると認める場合以外は原則として許可しない。また、この場合においても次の基準による。

なお、申請者に対して愛玩飼養許可の廃止も含めた今後の検討方向の周知に努める。

ア 許可対象者

自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。

ウ 期間

繁殖期間中は認めない。

エ 区域

住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

ア 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな又は手捕。

(4) 鵜飼漁業への利用

ア 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

手捕。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依

頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

イ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

ウ 期間

30日以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(6) 前各号に掲げるもののほかその他公益上必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。